

報 ひろば 8月

福祉

地域包括ケア推進課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

問 駅南庁舎地域包括ケア推進課
☎ 0857-20-3453
☎ 0857-20-3404

【履具丸洗い乾燥サービス】
対 在宅で生活をしている65歳以上で要介護4、5の人 料 掛布団：200円、敷布団：200円、羽根布団：300円、毛布：100円 ※枚数に制限があります。☎ 8月22日(月)までに申出書を提出

【認知症の人と家族の集い】毎月第2金曜日開催
時 8月12日(金) 10:00~12:00
所 ささなか会館(富安二丁目)

容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料
認 認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。

認 認知症コールセンター(認知症の人

原爆犠牲者の慰霊と平和祈念の黙とつを!

昭和20年8月6日に広島に、9日に長崎に原爆が投下されてから71年目を迎えます。8月6日(土)・9日(火)の正午から1分間、原爆犠牲者の冥福と世界の平和を祈って、黙とつを行います。

【非核平和展】

時 7月29日(金)~8月7日(日)
所 駅南庁舎(2階中央図書館ギャラリー) 図 原爆写真・絵パネル、折鶴展示など

問 本庁舎総務課
☎ 0857-20-3102
☎ 0857-20-3040

まちなか店舗 De「小さなイクママカーニバル」

時 8月6日(土) 10:00~16:00
所 カナイビル1階(若桜町)、田村ビル1階(職人町) 図 働く女性や家族の育児を応援する様々なブース(マッサージ、雑貨、カレーやかき氷、なりきりプリンセス写真館、子どもの遊び場など)が商店街の2つの空き店舗に集まります! 料 各ブースにより異なります。

問 イクママカーニバル実行委員会
☎ 090-2739-0747
✉ tottori.kumama.carnival@gmail.com

と家族の会鳥取県支部)
毎週月~金 10:00~18:00
☎ 0859-37-6611

認 認知症疾患医療センター(渡辺病院)
☎ 0857-39-1151

【高齢者向けバス定期券の割引販売】

図 高齢者向け路線バス定期券(因幡・架け橋・シルバー悠遊・グランド70)を市内在住の人に、定価の3割引で販売(対象年齢は定期券の種類により異なります)。運転免許証を自主返納された70歳以上の人には、「グランド70」(定価2万5700円)を2千円で販売(運転経歴証明書の交付日から1年間(6ヶ月定期2回分)に限る)。所 鳥取駅バスターミナル 持 バスターミナルに設置の申請書、住所・氏名・年齢の確認できる公的機関発行の証明書(住基カード、運転免許証、運転経歴証明書(運転免許返納の人は必須)など)、顔写真(縦3センチ×横2センチ)

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

時 8月20日(土) 13:30~15:30
所 ささなか会館1階第1会議室(富安二丁目) 対 家族介護者または介護に関心のある人 図 アロマセラピー体験・作成し香りで癒されてみませんか? ▽講師:田口幸代さん(日本アロマ環境協会認定 アロマセラピイストラクター) 料 800円 (材料代など) ※当日集金 ☎ 8月16

ふるさとへの映像を見る会

図 ふるさとに関する昔なつかしの映像を上映 上映予定:(1)倉吉はこた人形(昭和57年制作)(2)中国河北省との友好交流〜鳥取県訪中団の記録(昭和61年制作) 時 8月18日(木) 10:00~14:00(午前・午後とも内容は同じ) 所 鳥取市文化センター3階 視聴覚ライブラリー 料 無料 事前申込み不要 問 第二庁舎生涯学習・スポーツ課 ☎ 0857-20-33362

日(火)まで
問 スマイル・スマイル事務局(駅南庁舎地域包括ケア推進課)
☎ 0857-20-3449
☎ 0857-20-3404

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、親族などの申立により家庭裁判所が選任する後見人などが、預貯金の管理や日常の契約行為などを本人に代わって行う制度です。親族などによる支援が困難な人や身寄りのない人については、市長が申立を行います。

問 駅南庁舎障がい福祉課
☎ 0857-20-3474
☎ 0857-20-3406

児童扶養手当の現況届は8月中旬

図 ひとり親家庭などに支給される「児童扶養手当」を受給している人は、8月中旬に必ず現況届の手続きを行ってください(支払停止中の人を含む)。現況届の手続きを行わないと、8月分以降(支給は12月)の手当が受給できなくなります。なお、対象者には関係文書を7月末までに送付しますので、ご確認の上、事前に記載して8月中旬にご提出ください。 受 8月1日(月)~31日(水) 9:00~16:30 所 駅南

庁舎地階第2会議室または各総合支所市民福祉課
問 駅南庁舎児童家庭課
☎ 0857-20-3465
☎ 0857-20-3405

特別児童扶養手当の所得現況届

図 「特別児童扶養手当」を受給している人は、所得状況届の手続きを必ず行ってください。手続きを行わないと、8月分からの特別児童扶養手当が受給できなくなります。対象者には関係文書を送付しますので、必ずご持参ください。

受 8月12日(金)~9月9日(金)
問 駅南庁舎障がい福祉課
☎ 0857-20-3475
☎ 0857-20-3406

各総合支所市民福祉課(14ページ)

お知らせ

第5回貝殻節全国大会

時 9月4日(日) 10:00~(開場9:30) 所 鳥取市文化ホール(吉方温泉三丁目) 料 無料
問 第5回貝殻節全国大会実行委員会
☎ 0857-22-1516
☎ 0857-22-1519

女子100m×4リレー決勝 10:15頃予定

男子100m×4リレー決勝 10:45頃予定

ジャマイカフェスティバル

ジャマイカの食や文化に触れるステージイベントや飲食物ブースなど
問 鳥取県地域振興部スポーツ課
☎ 0857-26-7921
☎ 0857-26-8108
✉ sports@pref.tottori.jp
http://www.pref.tottori.lg.jp/sportsinkou/

ご存知ですか? 国民年金の任意加入制度



日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は必ず国民年金に加入することが必要です。

■年金額を満額に近づけたい人
老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合であって、厚生年金に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額の年金に近づけることができます。

■年金の受給資格期間「25年」に不足している人
老齢基礎年金を受け取るためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます(ただし、65歳以上の人は、昭和40年4月1日以前生まれで、受給資格期間を満たすまでの間に限られます)。

■海外に在住する日本国籍を持つ人
日本国籍を持つ20歳から65歳未満の人が、海外に転出・居住する場合は、国民年金に任意加入することができます。

特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けられなかった人に対して、「特別障害給付金制度」があります。

■対象者
当時、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障がいの状態にある人で①、②に該当する人
①昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者だった人の配偶者
②平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象とはなりません。
※原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。
※特別障害給付金の支給は、請求書を受け付けた月の翌月からとなります。
問 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311
駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3484 ☎ 0857-20-3407